

令和2年度 神戸市における障害者虐待の状況および対応について

1. 相談・通報・届出の状況

(単位：件)

		養護者	障害者福祉施設従事者等	使用者	合計
平成30年度	通報件数	39	31	8	78
	認定件数	17	9	1(※)	27
令和元年度	通報件数	59	39	9	107
	認定件数	9	8	3	20
令和2年度	通報件数	169	37	6	212
	認定件数	20	7	2	29

※障害者虐待でないと明確に判断される場合を除いて都道府県へ通知した件数

2. 虐待を受けたと判断された事例における虐待行為の類型

(単位：件)

		身体的	心理的	性的	放棄・放任	経済的
平成30年度	養護者	7	3	0	6	6
	施設等	8	7	0	0	1
	使用者	0	0	0	0	0
令和元年度	養護者	1	4	2	4	1
	施設等	3	2	2	0	2
	使用者	0	3	0	0	0
令和2年度	養護者	9	7	2	3	6
	施設等	3	2	1	0	1
	使用者	1	2	0	0	0

※重複あり

3. 虐待対応の取り組み

通報等があった場合は、対応担当課にて速やかに対応方針の検討および事実確認をし、必要に応じて養護者との分離や事業所等への指導等を行う。

(1) 障害者虐待防止センターの設置

電話あるいはFAXで、24時間365日通報できる虐待対応の窓口として、「神戸市障害者虐待防止センター」を設置し、障害者や養護者の相談を受け付けている。

令和元年度受付件数 223件

令和2年度受付件数 359件

令和3年度受付件数 264件（4月～12月）

(2) 緊急一時保護事業について

市内で短期入所事業を行う1施設において居室(1床)を確保し、虐待等により養護者と隔離する必要がある場合、障害者を一時的に保護する施設として確保している。

4. 虐待の対応力向上・未然防止の取り組みについて

(1) 市職員・障害者相談支援センター職員

障害者虐待対応の新任職員に対して、障害者虐待防止法や対応方法についての研修を実施している。

また、令和元年度より市職員及び障害者相談支援センター職員の対応力を向上されることを目的に専門職(弁護士・社会福祉士)による障害者虐待対応力向上研修を実施している。

(令和2年度実績)

・障害者虐待対応新任者研修

対象者：市職員 参加数：26人

・障害者虐待対応力向上研修

対象者：市職員・障害者相談支援センター職員 参加数：33人

(2) 専門職派遣(令和2年8月～)

養護者虐待において、より専門性の高い法的・福祉的な知識を要するケースについて、専門職派遣し、対応や虐待の有無の判断、権限行使の助言を行う。(令和2年度実績：8件)

(3) 施設・事業所従事者

- ・平成25年から障害福祉サービス事業者等に「すべての従業員に対する人権擁護・虐待防止研修を年1回以上実施すること」を独自に義務付けており、集団指導や実地指導、監査等の機会のごとに虐待防止に係る指導を行っている。
- ・市主催の研修として、障害福祉及び介護保険施設等の管理職や研修担当職員等を対象に、施設運営上の留意事項についての研修を実施している。

(令和2年度実績)

法令遵守・職業倫理に関する職員研修

対象者：入所施設の管理者、研修担当・主任級職員

合計参加数：70名

- ・令和4年度から国の運営基準に係る省令が改正され、虐待の防止等のための責任者及び委員会の設置、従業者に対する研修の実施が義務付けられる。引き続き、虐待防止委員会や研修が効果的に運営・機能しているかを確認し、各事業者に合わせて助言や指導を行っていく。

5. 広報啓発について

令和3年1月、市内全サービス事業所に虐待の早期発見・未然防止ポスターを送付

(参考) 神出病院での虐待事件およびその対応について

1. 神出病院事件における障害者虐待

看護師、看護助手による入院患者への虐待

- ・トイレで便失禁した患者をシャワーチェアに座らせ、顔にホースで水をかける
- ・布団に仰向けに寝かせ、その上からベッドをひっくり返してかぶせ、閉じ込める など

※令和元年12月に発覚。裁判では、その数年前から不適切行為が存在したことが明らかにされた。

2. 神戸市の対応

- ・合計6回の臨時実地指導（立入調査）を実施し、諸記録類の確認や入院患者・病院職員へのヒアリング調査を行うとともに、職員へのアンケート調査を実施した。
- ・それらの結果をもとに、令和2年8月に改善命令を発出した。
- ・病院より改善計画書の提出を受け、本市の指導と協力のもと、改善を進めている。

3. 令和3年5月の暴行事案

- ・患者の付きまとい行為に腹を立てた看護師が患者ともみあいになり、暴行に及んだ。
- ・市では臨時実地指導（立入調査）を3回実施し、関係者のヒアリングやカメラ映像の確認などを行った。その結果を踏まえ、同年9月に改善指導通知を発出した。

4. 幹部の交代と新体制下での取り組み

- ・令和3年6月より、精神科医療の経験豊富な現在の院長が就任。看護部長や事務長などの幹部が一新された。
- ・新体制のもとで改善計画書の見直しが行われ、これに基づき病院の改革・改善が進められている。

5. その他の取り組み

(1) 市民福祉調査委員会 精神保健福祉専門分科会の提言に基づく対応

- ① 弁護士、医療関係者、学識経験者による第三者委員会を設置され、令和3年9月から調査活動を開始。令和3年度中を目途に報告書をまとめる方針と聞いている。
- ② 入院患者1人ずつとの個別面談による転院（退院）の希望の聴き取り調査を実施している。令和3年度中に聴き取りを終え、結果を病院にフィードバックする。

(2) 障害者虐待防止法改正の要望

- ・障害者虐待防止法を改正し、虐待発見時の行政への通報義務を医療機関にも課すよう、国に要望している。（神戸市会からも同趣旨の意見書が提出されている）

(3) 虐待の早期発見に向けた神戸市独自の取り組み

- ① 国の法改正を待たず、市内の病院との間で、虐待発見時に保健所へ速やかに報告することや、通報先を院内に掲示し周知徹底することを確認した。（位置づけは「行政指導」）
- ② 毎年の定例実地指導（立入調査）時に、入院患者や病院職員への聴き取り調査を行い、早期に不適切行為につながる糸口を発見するよう努めている。